

## 証券業務に関する各種約款・規定 改定・廃止のお知らせ

株式会社 荘内銀行

当行では、下記のとおり、新約款・規定を適用させていただきます。  
 なお、改定後の新約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

### ・平成29年2月1日（水） 廃止

約款名	累積投資約款
廃止の理由	公社債投信の繰上償還に伴い、本約款を廃止します。

### ・平成29年2月1日（水） 改定

約款名	特定口座取引約款 非課税上場株式等管理に関する約款 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
改定の主な内容	平成28年度税制改正対応として、個人番号の告知が必要となる取引において、すでにお客さまからご提出いただいている場合は、再度のご提出が不要となります。

### ・平成29年2月6日（月） 改定

規定名	荘銀投信ダイレクト取引規定
改定の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートフォンでも取引が可能となります。</li> <li>● 1日当たりの利用限度額を明記しております。</li> </ul>

== 改定後の約款につきましては、次ページ以降をご確認ください。 ==

改定内容の詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問合せください。



非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

現行	改定
<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p><b>第 3 条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を、当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p><b>2</b> お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号について確認を受けていただくこととなります。</p>	<p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p><b>第 3 条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を、当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p><b>2</b> お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、<u>ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>
<p><b>(届出事項の変更)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 第 3 条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、<u>確認を受けていただくこととなります。</u></p>	<p><b>(届出事項の変更)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 第 3 条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、<u>確認をさせていただきます。</u></p>
<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p>	<p><b>(契約の解除)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p>

(以下省略)	(以下省略)
<b>付 則</b>	<b>付 則</b>
<b>(改定後のこの約款の規定の適用)</b>	
<b>第 1 条</b> この改定による変更後の規定は、平成28年1月1日より適用されます。なお、非課税口座での取引に関しては、同日以後の受渡しが行われるものから適用されます。	この約款の改定は、平成 29 年 3 月 1 日より適用するものとします。
<b>2</b> この約款第3条第1項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等に係る手続きが平成27年12月31日前に開始され、平成28年1月1日以後に当該手続きが完了する場合には、同日前であっても、変更後の第3条第1項および第2項の規定が適用されるときがあります。	
以 上	以 上
平成27年12月1日 改定	平成29年2月1日 改定

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

現行	改定
<b>(未成年者口座開設届出書等の提出)</b>	<b>(未成年者口座開設届出書等の提出)</b>
<b>第 3 条</b> お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。	<b>第 3 条</b> お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
(以下省略)	(以下省略)
<b>(課税未成年者口座の設定)</b>	<b>(課税未成年者口座の設定)</b>
<b>第 13 条</b> 課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座および預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。	<b>第 13 条</b> 課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座および預金口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。
<b>(非課税口座のみなし開設)</b>	<b>(非課税口座のみなし開設)</b>
<b>第 27 条</b> 平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。	<b>第 27 条</b> 平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。
(以下省略)	(以下省略)

<p><b>(本契約の解除)</b>  <b>第 28 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合出国日</p> <p>④ お客さまが基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 12 月 1 日 制定</p>	<p><b>(本契約の解除)</b>  <b>第 28 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (お客さまが出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この約款の改定は、平成 29 年 3 月 1 日より適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 2 月 1 日 改定</p>
--	---

特定口座取引約款 新旧対照表

現行	改定
<p><b>(特定口座の申込方法)</b>  <b>第 3 条</b> お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の<u>確認書類</u>を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および<u>個人番号につき確認を受けていただくこと</u>になります。</p> <p>(以下省略)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b>  <b>第 18 条</b> 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その届出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更に係るものであるときは、お客さまから住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、<u>確認を受けていただくものとします。</u></p> <p><b>(特定口座の廃止)</b>  <b>第 19 条</b> この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p>	<p><b>(特定口座の申込方法)</b>  <b>第 3 条</b> お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出していただきます。その際、お客さまは住民票の写し、個人番号カードその他一定の<u>確認書類</u>を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号 (お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合は、<u>ご氏名、生年月日およびご住所</u>) 等について<u>確認をさせていただきます。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b>  <b>第 18 条</b> 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その届出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更に係るものであるときは、お客さまから住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、<u>確認をさせていただきます。</u></p> <p><b>(特定口座の廃止)</b>  <b>第 19 条</b> この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p>

- ① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当行に対し提出していただきます。
- ② お客さまが海外転勤等の出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ 租税特別措置法第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ お客さまがこの約款の規定に違反し、当行からの是正の要請に応じていただけない場合、当行の証券取引約款に基づきお客さまの証券口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
- ⑥ お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が3年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。

(以下省略)

**(特定公社債等の特定口座への移管手続きに関する同意および経過措置)**

**第25条** 平成28年1月1日より特定公社債等が「特定口座」の対象になることに伴い、平成28年1月1日前に特定口座を開設されているお客さまは、この約款の交付をもって、特定口座取引に係るお客さまとの間の権利義務に関する合意が成立したものとし、第1号および第2号の特定公社債等については、平成28年1月1日に特定口座に移管することを同意されたものとして取扱いします。また、第3号の特定公社債等については、特定口座を開設した日に移管することを同意されたものとして取扱いします。

- ① お客さまが平成27年12月31日以前に当行を通じて取得した特定公社債等で、取得後直ちに当行に開設されている一般口座に係る振替口座簿に記録され、引き続きその口座で管理され、取得価額や取得日等が管理されている当該特定公社債等（「特定取得上場株式等」という。）
- ② 当行に開設されている一般口座に係る振替決済口座簿で、平成27年6月30日以前から引き続き管理がされており、一般口座に受け入れた日に発行価額もしくは売出価額がある特定公社債等（「一般取得上場株式等」という。平成27年6月30日以前に他の口座管理機関から振替で受け入れたものを含み、特定取得上場株式等を除く。）
- ③ 平成28年1月1日から同年12月31日までの間に特定口座を開設した個人のお客さまが保有する特定公社債等（「特例上場株式等」という。平成28年1月1日以後に当行を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等および一般取得上場株式等を除く。）
- ④ 特定取得上場株式等および一般取得上場株式等（特定相続上場株式等および一般相続上場株式等も含まれます。）に該当する特定公社債等のうち、当行においてその取得日、取得価額等の管理がなされていないものは、前各号に定める特定口座への受入れの対象とはなりません。
- ⑤ 第1号から第3号までの規定により平成28年1月1日に当行に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等につき、お客さまが同日前に約定し、同日以後に受渡しされる譲渡をされる場合には、特定口座取引約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた譲渡として取扱いします。当行がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。

- ① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当行に対し提出していただきます。
- ② お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ③ 租税特別措置法第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ④ お客さまがこの約款の規定に違反し、当行からの是正の要請に応じていただけない場合、当行の証券取引約款に基づきお客さまの証券口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- ⑤ この約款の変更にお客さまが同意されないとき。
- ⑥ お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が3年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。

(以下省略)

(削 除)

付 則	付 則
<p>(改定後のこの約款の規定の適用)</p> <p><b>第 1 条</b> 平成 27 年 12 月 1 日付け改定による変更後の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用されます。なお特定口座での取引に関しては、適用日以後の受渡しが行われるものから適用されます。また、特定口座取引約款第 3 条（特定口座の申込方法）第 1 項の規定は、当行におけるお客さまからの特定口座開設届出書の正式な受理が適用日以後となるものから適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 11 月 30 日改定</p>	<p>この約款の改定は、平成 29 年 3 月 1 日より適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 2 月 1 日改定</p>

証券取引約款 新旧対照表

現 行	改 定
証券取引約款	証券取引約款
<p><b>第 8 章 荘銀投信ダイレクト取引規定</b></p> <p>(このサービスの内容)</p> <p><b>第 44 条</b> 投信ダイレクト取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータ（以下「端末」といいます。）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）に関わる買付、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、解除等の取引（以下「取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。</p> <p><b>2</b> このサービスは、スマートフォン、タブレットおよび携帯電話での利用はできません。</p> <p>(利用限度額)</p> <p><b>第 47 条</b> このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。</p> <p><b>2</b> 指定預金口座から引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月1日 改定</p>	<p><b>第 8 章 荘銀投信ダイレクト取引規定</b></p> <p>(このサービスの内容)</p> <p><b>第 44 条</b> 投信ダイレクト取引サービスとは、お客さまがパーソナルコンピュータおよびスマートフォン（以下「端末」といいます。）を通じてインターネットにより投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）に関わる買付、解約等、ならびに定時定額購入サービスに関わる申込み、解除等の取引（以下「取引」といいます。）の手続きを行うサービスをいいます。</p> <p>(削 除)</p> <p>(利用限度額)</p> <p><b>第 47 条</b> このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。また、1日当たりの利用限度額は1億円を上限とします。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。</p> <p><b>2</b> 指定預金口座から引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 2 月 6 日 改定</p>